

施行日：平成25年4月1日

長野県

# 食品安全・安心条例



## みんなでつくる、食品の安全・安心

食品の安全・安心のための施策は、行政の取組はもとより、県民や食品関連事業者などの関係者が一体となって取り組むことが必要です。

この条例は、食品の生産から消費に至る食品の安全性の確保を図るため、関係者全体で取り組むことができるよう、理念や関係者の責務等を明確にしています。

## 長野県食品安全・安心条例

第1章  
総則

第2章  
基本的  
施策

第3章  
自主回収の  
報告

第4章  
雑則

食品の安全・安心のための県の施策、県民、食品関連事業者それぞれの取組

- 食品の安全性の確保
- 県民の皆さんの食品の安全性への信頼

安全・安心な食生活の確保

# 第1章 総則（第1条～第6条）

## ● 目的（第1条）

- ① 食品の安全・安心のための施策を総合的に推進し、食品の安全性を確保すること。
- ② 食品の安全性に対する県民の信頼を確保すること。

## ● 定義（第2条）

この条例で用いられている用語の意義を定めました。

食 品	すべての飲食物（その原料又は材料に使用される農林水産物を含む。ただし、医薬品及び医薬部外品を除く。）
食 品 等	食品、添加物、器具、容器包装
食品関連事業者	食品等の生産、採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、又は販売を行う事業者
食品の安全・安心	食品の安全性が確保され、それにより県民が安心することができること

## ● 基本理念（第3条）

食品の安全性の確保は、行政だけではなく、食品の生産から消費に至るまでの全ての関係者がそれぞれの立場で努力するとともに、食品の安全・安心のための施策は、関係者の相互理解と協力のもとに進めることが大切という、この条例の基本的な考え方を明らかにしています。

- ① 食品の安全性の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に行われること。
- ② 食品の安全性の確保は、科学的知見に基づき行われること。
- ③ 県、食品関連事業者及び県民の関係者がそれぞれの責務等を果たし、食品等の生産から消費に至るまで食品の安全性の確保を図ること。
- ④ 食品の安全・安心のための施策は、県、食品関連事業者及び県民が食品の安全性の確保に関する情報及び意見の交換を通じて、相互に理解し、協力して行われなければならないこと。

## ● 関係者の責務・役割（第4条～第6条）

### ● 県の責務（第4条）

- ① 食品の安全・安心のための施策を総合的に策定、実施する。
- ② 施策に県民等の意見を反映するよう努める。
- ③ 県民等に正確・適切な情報提供をする。

### ● 食品関連事業者の責務（第5条）

- ① 自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、自主的に衛生管理を含めた事業活動を行う。
- ② 食品の安全性に対する県民の信頼確保のため、正確・適切な情報を提供する。
- ③ 県の施策に協力する。

#### 解説

食品関連事業者は、自らの事業活動が県民の健康に大きく影響を及ぼすことを自覚し、自主的に食品の安全性確保に取り組む責務を有していることを明確にしています。



### ● 県民の役割（第6条）

- ① 食品の安全性に関し知識と理解を深める。
- ② 食品の安全・安心のための施策等に意見を表明するよう努める。
- ③ 人の健康に影響を及ぼさないよう、適切に食品等を取り扱うよう努める。

#### 解説

食品の安全性の確保には、県民の皆さんが食品の安全性に関する知識と理解を深めることや、消費にあたって食品の適切な取扱いが重要です。

また、食品の安全・安心のための施策や食品関連事業者の取組について意見を表明することが期待されます。

## ● 基本指針 (第7条)

基本指針は、県民の皆さんの意見を踏まえ食品の安全・安心のための施策について、基本的な方向を定めます。ホームページや広報等を活用し、広く県民の皆さんに公表します。

## ● 関係法令に基づく措置 (第8条)

生産から販売までの各段階において、監視、指導等を行います。

## ● 食品等の適正な表示の推進 (第9条)

食品の表示の関係法令等に基づき監視、指導を行うとともに、食品等の表示に関する制度の適切な運用を図ります。

## ● 食品関連事業者の自主的な取組の推進 (第10条)

食品関連事業者が行う自主的な食品の安全・安心に関する取組を促進するため、関係団体等と連携して情報提供などの支援を行います。

## ● 食品の安全性に関する知識の普及等 (第11条)



県民の皆さんが食品の安全性に関する知識と理解を深めることができるよう、正確・適切な情報提供を行います。

## ● 情報の共有及び相互理解の推進 (第12条)

- 食品の安全・安心のための施策について県民の皆さんの意見を求めます。



- 県、県民、食品関連事業者が情報共有、相互理解を推進するため、情報・意見交換をする場を設けます。

## ● 野生きのこによる健康被害の防止 (第13条)



野生きのこを取り扱う食品関連事業者に対する指導や県民の皆さんへの普及啓発活動を行います。

## ● 野生鳥獣の肉の安全性の確保 (第14条)



野生鳥獣の肉を取り扱う食品関連事業者に対する指導を行います。

## ● 情報収集等 (第15条)



食品関連事業者や県民の皆さんが、それぞれの責務や役割を果たす上で必要な食品の安全性に関する情報を提供するため、情報の収集・分析を行います。

## ● 国、地方公共団体及び関係団体等との連携 (第16条)



国や他の地方公共団体との連携に努め、施策の推進では、県民や食品関連事業者が組織する団体等と連携に努めます。

## ● 監視及び検査体制の整備 (第17条)



関係法令に基づき食品関連事業者に対する監視、指導や検査を行うための体制整備に努めます。

## ● 危機管理体制の整備 (第18条)



食品による重大な健康被害など、緊急事態への対処や発生防止のための体制を整備します。

## ● 調査研究の推進等 (第19条)

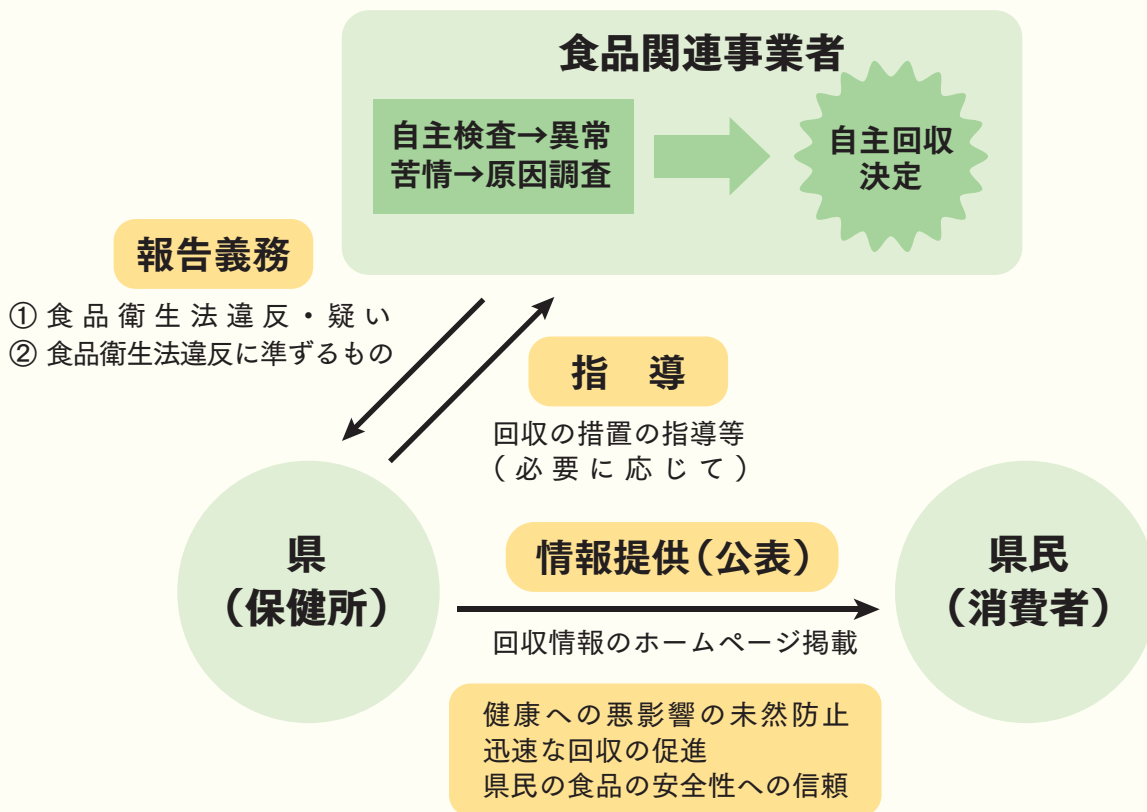


県の検査機関等では、食品の安全性に関する様々な調査研究を実施してきており、今後も調査研究とその成果の普及啓発を行います。

### ● 自主回収の報告(第20条)

食品関連事業者は、食品衛生法に違反する食品等の自主回収に着手したとき及び終了したときに、知事に報告することを義務づけました。

県民に自主回収に関する情報を公表することで、食品等による健康への悪影響を未然に防止し、適切で迅速な回収を促進することを目的としています。



製造、販売等した食品等に食品衛生上の問題が発生したら、  
速やかに保健福祉事務所(保健所)へ連絡を！

### ● 補則(第21条)

条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

### ● 附則

食品の安全・安心のための施策では、県民の皆さんの放射性物質による食品への影響に対する不安の解消に、留意します。

**長野県食品安全・安心条例**に関するお問い合わせは



長野県 健康福祉部 食品・生活衛生課  
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
TEL 026-235-7155 FAX 026-232-7288  
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

(平成25年1月発行)